

## 別記9-2

### 地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業）

#### 第1 事業内容

人口減少下において、食料安全保障を確保するためには、農山漁村地域に賦存する資源・再生可能エネルギーの地域循環を進めることで、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業を実現するとともに、それを支える地域の関連産業の活性化、災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流出防止を図ることにより、魅力ある農山漁村づくりを推進し、コミュニティを維持することが重要である。

このため、市町村が策定する農林漁業を核とした地域資源・再生可能エネルギーの循環利用を加速化させる包括的な計画（みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知）別記13第1第1項に定める農林漁業循環経済先導計画）に基づき行う、次の取組の支援を行う。

##### 1 再生可能エネルギー設備を効率的に運用するために必要な施設、附帯施設等の導入

太陽光・バイオマス・小水力などの地域の再生可能エネルギー資源を活用した再生可能エネルギー設備で生産されたエネルギー（電気・熱・ガス）について農林漁業関連施設等をはじめ、地域で効率的に利用するために必要な施設、附帯設備等（自営線、熱導管、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム（VEMS）等）の導入

##### 2 営農型太陽光発電設備の導入

営農型太陽光発電設備（太陽光パネル及び附帯設備（架台、パワーコンディショナー、交流集積箱、延長ケーブル等））の導入

なお、営農型太陽光発電とは、農地に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる支柱を立てて、一時的に農地を農地以外のものにし、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行うことをいう。

#### 第2 事業実施主体

事業実施主体は、次のいずれかの団体とする。

##### 1 協議会

次の全ての要件を満たすものとする。

###### (1) 協議会の要件

ア 農林漁業者、発電事業者及び都道府県・市町村・農業委員会又は地域の農林漁業者の組織する団体（農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等）を必須構成員とすること。

なお、事業内容に発電事業が含まれず、バイオマス事業（バイオマスを利用して発生させた熱を農林漁業関連施設で利用する取組等をいう。）が含まれる場合は、「発電事業者」とあるのは「バイオマス事業者」と読み替えるものとする。

イ 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約を定めていること。

(2) その他の要件

次項第1号、第3号、第4号及び第6号を満たすこと。

2 地方公共団体又は民間団体等

地方公共団体、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人、法人格を有さない団体で都道府県知事が地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）の協議の上、特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）であって、次の全ての要件を満たすものとする。

(1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。

(2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）を備えていること。

(3) 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。

(4) 日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。

(5) 特認団体は、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。なお、都道府県知事は、特認団体の認定を受けようとする事業実施主体がある場合には、交付申請書に特認団体認定申請書（別紙様式第15号）及び特認団体に係る認定協議について（別紙様式第16号）を添付して地方農政局長等に提出するものとする。

ア 主たる事務所の定めがあること。

イ 代表者の定めがあること。

ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。

エ 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

(6) 事業の実施に関し、施設整備の施工管理部門、施設の運営管理部門、原料調達部門、販売部門、事務部門等の事業実施に必要なかつ十分な組織体制を有していること。

第3 交付率等

交付率は2分の1以内、上限額は2億3,000万円とする。

## 第4 採択基準

本事業の採択基準は、本要綱第5第3項の規定によるほか、次のとおりとする。

### 1 農林漁業の振興等への貢献

事業実施により地域の農林漁業の振興や農山漁村の活性化の効果が見込まれること。

### 2 農林漁業循環経済先導計画の作成等

(1) 事業実施地域の所在する市町村が作成する農林漁業循環経済先導計画に位置付けられた事業化プロジェクトであること。

(2) 営農型太陽光発電設備の導入を行う場合、事業実施地域において、地域循環型エネルギーシステム構築を活用し、地域に最適な作目や栽培体系、設備設計等について定めた営農型太陽光発電に関するモデルを既に策定していること。

### 3 施設規模等の妥当性

(1) 施設の規模、性能等の妥当性が確保されていること。

(2) 事業実施に必要な用地の確保が見込まれること。

(3) 営農型太陽光発電設備の導入を行う場合、当該設備が次の全ての要件を満たしていること。

ア 地域に最適な作目や栽培体系、設備設計等について定めた営農型太陽光発電に関するモデルに即していること。

イ 次のいずれかの規模要件を満たしていること。

(ア) その発電能力が、発電した電気を供給する地域の農林漁業関連施設等の瞬時的な最大消費電力の概ね3分の10を超えない規模

(イ) その1日当たりの最大発電量が、発電した電気を供給する地域の農林漁業関連施設等の1日当たりの最大消費電力量の概ね3分の10を超えない規模

### 4 事業費の適正性

本要綱第5第1項又は第2項の規定により作成する事業実施計画の事業費の算定が、次の各号により行われていること。

(1) 事業費が公的機関の積算基準等に基づき適正に算定されていること。

(2) 原則、3社以上の相見積りにより事業費の算定を行っていること。

なお、一般に流通していない機器等の価格については、見積り、海外を含む比較可能な機器等の価格情報、製造元における販売価格等により算定を行っていること。

### 5 事業収支の妥当性

(1) 事業収支計画の基礎となる単価等が適正かつ妥当であること。

(2) 融資機関との契約書等により、初期投資及び事業運営に必要な資金調達計画が確認できること。

(3) 第6の費用対効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。

### 6 利害関係者との調整及び許認可の取得の見通し

(1) 関係する行政計画等の既存の計画と調整が図られていること。

(2) 設備等の立地について法令等に基づき必要となる場合は、地域住民との調整が

図られていること。

- (3) 事業運営に必要な関係法令等許認可の取得の見通しが立っていること。
- (4) 設備等の導入に伴い、周辺環境へ影響がある場合に、必要な対応が図られていること。

#### 7 第5により設定した成果目標の内容の妥当性

- (1) 内容が妥当であり、実現の見込みがあること。
- (2) 事業着手から再生可能エネルギーの供給開始までのスケジュールが計画されていること。

#### 8 事業実施主体の妥当性

- (1) 経常損益が直近3年間のうち1年以上黒字となっていること、又は直近の決算において債務超過となっていないこと。

事業実施主体が上記を満たさない場合かつ地方公共団体でない場合は、3年以上の経営実績を有し、上記を満たす親会社等の保証（融資機関等への親会社による債務保証や子会社への増資等の実施）等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことを表明すること。

また、事業実施主体の現状の事業活動、経営能力、取引先の状況等からみて、事業の円滑な実施に問題がないこと。

- (2) 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業完了後は、導入設備等を運営管理できる技術者を有するか、又は他の事業者等の技術協力が得られること。
- (4) 事業実施主体として同種又は類似の事業の運営実績があること。実績がない場合は、実績を有する事業者等の協力が得られることが確認できること。
- (5) 事業実施主体の経営状況について、定款、役員一覧、決算書等により確認できる情報を公開していること。

#### 9 事業趣旨との整合性

- (1) 事業実施内容が、当該事業実施地域に例を見ない先進的かつモデル的な取組となっており、将来的な波及効果が期待できること。
- (2) 地域の実情や課題を踏まえた事業計画となっており、事業成果が他の模範となり、地域に広く普及することが期待できること。

#### 10 導入する営農型太陽光発電の持続性

営農型太陽光発電設備の導入を行う場合、設備の仕様や安定的な販路の確保等により、将来にわたって適切な営農が継続され、食料生産基盤としての農地の機能が維持されることが確実と認められること。

### 第5 目標年度及び成果目標

- 1 本事業の目標年度は、設備等導入完了から3年を経過した年度とする。
- 2 本事業の成果目標は、次のいずれか又は両方とする。
  - (1) 地域の再生可能エネルギー設備で生産したエネルギーを、導入した附帯設備等により農林漁業関連施設等をはじめ地域に供給すること。

- (2) 導入した営農型太陽光発電設備で発電した電気を、農林漁業関連施設等をはじめ地域に供給すること。

## 第6 費用対効果分析の実施方法

事業実施主体は、本要綱第5第6項の規定による費用対効果分析について、別紙様式第23号により行い、事業実施計画書と併せて提出するものとする。

## 第7 事業実施状況の報告

本要綱第30第1項の規定により、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業実施状況の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業の最終年度及びその翌年度から3年間、毎年度、事業実施状況の点検を自ら行い、報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 前項の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する項目（別紙様式第12号に規定されている項目）について、具体的に作成し、決算書等を添付するものとする。

なお、事業の最終年度の報告は、事業完了後速やかに都道府県知事に提出するものとし、事業実施計画書（別紙様式第12号）に準じて作成する事業実施結果に係る報告書及び出来高設計書を添付するものとする。

## 第8 事業成果の評価

本要綱第31第1項の規定により、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業成果の評価の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、第5第1項で定める目標年度の翌年度において、事業実施計画に定めた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、事業成果の評価報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 前項の事業成果の評価報告書は、事業の評価に関する一般的な項目（別紙様式第12号に規定されている項目）について具体的に作成し、提出に当たっては、決算書等、施設の運営状況を確認できる書類を添付するものとする。

## 第9 売電等による収益状況の報告と納付

- 1 本事業において導入した設備等を用いて得られたエネルギー又は移送するエネルギーに関して、処分制限期間中は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく買取制度（FIT）や補助金（FIP）（以下「FIT等」という。）による売電は行わず、農林漁業循環経済先導計画に基づき、農林漁業関連施設等をはじめ地域で利用すること。なお、交付の目的を達成し、処分制限期間が終了した設備等については、この限りではない。やむを得ず、地域外の者に売電等を行ったことにより収益が発生した場合には、事業実施主体は、本要綱第26第1項の規定に基づき、別紙様式第27号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して4年間、当該報告に係る年度の翌年度の6月30日までに事業承認者に報告するものとする。ただし、

事業承認者は、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。なお、やむを得ず売電等を行う場合としては、売電先が突如倒産した場合などが考えられ、事業実施計画時から地域外の者への売電等を前提とすることは認められない。

- 2 事業承認者は、事業実施主体が相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、事業実施主体に納付を命じることができるものとする。
- 3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して4年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、交付金事業の実施に要する経費として確定した交付金の額を限度とし、事業承認者は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

## 第10 その他

### 1 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間は、原則1年以内とする。

事業工程上、単年度で完了が不可能であると確認できる事業については、必要に応じて年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。

なお、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではなく、予算上やむを得ない場合には、減額等を行う。

また、交付対象期間の途中で事業を中止し施設整備が完了しなかった場合、原則として、過年度に遡及して、既に交付した交付金を返還するものとする。

### 2 法令等の遵守

農地法令や「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」（令和6年3月25日付け5農振第2825号農村振興局長通知）を遵守するものとする。また、太陽光発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等を遵守するものとする。さらに、最新の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置を講ずるものとする。

### 3 周辺景観との調和

本事業において設備等を導入する場合は、立地場所の選定や当該設備のデザイン、塗装等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

### 4 指導等

地方農政局長等は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体等が、これらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がないと認めるときは本事業の交付の中止又は既に交付した本事業の交付金の全部又は一部についての返還を命じることができるものとする。

- (1) 本事業において、導入した設備等を用いて得られたエネルギー又は移送するエネルギーに関して、FIT等を活用して売電していることが明らかになったとき
- (2) 成果目標達成のための取組が継続していないことが明らかになったとき

(3) 本事業において、導入した設備等について適切な管理が行われていないことや、  
営農型太陽光発電設備下での営農に支障が生じていることが明らかになったとき

#### 5 不用額の返還

国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、  
交付金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された交  
付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

#### 6 不正行為等に対する措置

都道府県知事等は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした  
場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為に  
関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を  
講ずるよう求めるものとする。

この場合、都道府県知事等は、事業実施主体に対して適切な指導を行い、当該不  
正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局  
長等に報告するものとする。